

処方薬自宅配送業務単価契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、処方薬自宅配送業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「処方薬自宅配送配達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和4年8月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約単価は、次のとおりとする。

種類	地帯及び区分		単価(税抜)
宅配便	県内	【山梨】山梨県	配送料(ドライ便) (60サイズまで) 円
			資材代金 円
			代金引換手数料 円

（契約保証金）

第4条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（業務の適正履行）

第5条 乙は、仕様書に定められた業務内容について、信義をもって确实誠実に履行しなければならない。

（請求及び支払）

- 第6条 乙は、毎月の業務を完了したときは代金の支払いを甲に請求するものとする。
- 代金は、第3条の契約単価に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数は切り捨て）に、当該月の区分ごとの集荷個数を乗じて得た額の合計額とする。
 - 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該代金を乙に支払うものとする。
 - 前項の請求書には、配送実績の分かる明細書を添付するものとする。
 - 甲が約定の支払時期までに契約金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
 - 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行遅延違約金)

第8条 乙は、その責に帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額)に対して、年3パーセントの割合で、計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があつたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき又は履行ができないとき。
- (3) 業務の執行に必要な許可、免許、登録又は各種の資格等が、取消し又は抹消されたとき。
- (4) 乙が、その責に帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が

提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として、予定数量から納入済みの数量を差し引いた数量に単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数は切り捨て）の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第10条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第11条 乙は、業務実施中に生じた配達物の滅失、毀損、遅延その他一切の損害を、全て賠償しなければならない。ただし、乙は、災害その他やむを得ない理由があると甲が認めた場合又は甲の責に帰すべき事由による場合は、損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 乙は、業務遂行に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不可抗力による損害）

第12条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告及び検査)

第16条 乙は、毎月の配送実績を常に明らかにし、甲の求めに応じ業務実績を速やかに報告できる状態にしておかなければならない。この場合において、報告の方法については、甲乙協議の上定める。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害のために生じた経費の負担)

第18条 本件業務の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(変更の届出)

第19条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約にもとづく当事者間の紛争に関しては、甲府簡易裁判所又は甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど責任体制を整備するものとする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所又は系列店（本条において「営業所等」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所等以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、その営業所等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(2) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(3) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(4) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、そ

の指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(監査、調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又は毀損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求をすることができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。